奈良県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、葛城市から次の地域について換地処分をした旨、届出があった。

平成二十年四月十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

地域　農村振興総合整備統合補助事業　葛城地区新在家１工区